



埼玉県報

第 705 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 27 日
金曜日

目次

規則

- 職員の旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則（教委・総務課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- ふるさとの緑の景観地の指定（みどり自然課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 羽生都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（金融課）
- さいたま中央土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 神川町土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就任届（春日部農林振興センター）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 春日部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 春日部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 笹目川における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（河川砂防課）
- 笹目川特定都市河川流域における基準降雨の告示（河川砂防課）
- 荒川左岸ブロック河川整備計画の変更（河川砂防課）
- 川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画事業和光北インター東部地区土地区画整理事業の事業計画変更（第 3 回）の認可（市街地整備課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の変更認可（下水道事業課）

- 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(特別支援教育課)
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道三芳富士見線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道飯能寄居線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道富岡入間線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 県道白岡停車場南新宿線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(越谷建築安全センター)
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用粉末活性炭(ウェット炭)の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用粉末活性炭(ドライ炭)の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用高機能粉末活性炭(ウェット炭)の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 利根川右岸流域下水道汚泥(脱水ケーキ・しさ)収集運搬業務委託に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
- 住民監査請求に係る監査結果の公表(監査第一課)

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)
- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病虫害防除所)

規則

職員の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十二号

職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給規則（昭和二十七年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十一を次のように改める。

別表第十一（第十一条関係）

区 分	宿泊料基準額（一夜につき）
北海道	一五、〇〇〇円
青森県	一二、〇〇〇円
岩手県	一〇、〇〇〇円
宮城県	一二、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	九、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円
栃木県	一一、〇〇〇円
群馬県	一二、〇〇〇円
埼玉県	一六、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
東京都	二一、〇〇〇円
神奈川県	一六、〇〇〇円
新潟県	一六、〇〇〇円
富山県	一一、〇〇〇円
石川県	一〇、〇〇〇円
福井県	一〇、〇〇〇円
山梨県	一三、〇〇〇円
長野県	一三、〇〇〇円
岐阜県	一三、〇〇〇円
静岡県	一二、〇〇〇円
愛知県	一二、〇〇〇円

三重県	一、二、〇〇〇円
滋賀県	一、一、〇〇〇円
京都府	二〇、〇〇〇円
大阪府	一六、〇〇〇円
兵庫県	一七、〇〇〇円
奈良県	一二、〇〇〇円
和歌山県	一一、〇〇〇円
鳥取県	九、〇〇〇円
島根県	一二、〇〇〇円
岡山県	一四、〇〇〇円
広島県	一四、〇〇〇円
山口県	九、〇〇〇円
徳島県	一〇、〇〇〇円
香川県	一五、〇〇〇円
愛媛県	一二、〇〇〇円
高知県	一二、〇〇〇円
福岡県	一七、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一三、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一一、〇〇〇円
鹿児島県	一一、〇〇〇円
沖縄県	一二、〇〇〇円

別表第十二第二号の表中「中華人民共和国」五、一

〇〇円」を「中華人民共和国」五、四〇〇円」に、

「ネパール」五、一〇〇円」を「ネパール」

「四、二〇〇円」に、「マレーシア」

「五、一〇〇円」を「マレーシア」

「五、四〇〇円」に、「ブラジル」三、九〇〇

ベトナム		ブルネイ		フィリピン			東ティモール		バングラデシュ			パキスタン			ネパール		中華人民共和国							大韓民国			タイ			スリランカ			
ダナン	ハノイ	その他の地	バンドルスリプガワン	その他の地	ダバオ	セブ	マニラ	その他の地	デイリ	その他の地	ダッカ	その他の地	カラチ	イスラマバード	その他の地	カトマンズ	その他の地	香港	青島	瀋陽	重慶	上海	広州	北京	その他の地	釜山	濟州	ソウル	その他の地	チェンマイ	バンコク	その他の地	コロンボ
一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	

大洋州																																	
パプアニューギニア	オーストラリア														その他の国	ラオス		モンゴル		モルディブ		ミャンマー		マレーシア									
	ポートモレスビー	その他の地	ポートビラ	その他の地	オークランド	ウエリントン	その他の地	ヌクアロファ	その他の地	ホニアラ	その他の地	アピア	その他の地	タラワ		その他の地	メルボルン	ブリスベン	パース	シドニー	キャンベラ	その他の地	ビエンチャン	その他の地	ウランバートル	その他の地	マレ	その他の地	ヤンゴン	その他の地	ペナン	クアラルンプール	その他の地
三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

中南米	北米																																
アルゼンチン	その他の国	カナダ															アメリカ合衆国	その他の国	ミクロネシア	マーシャル	フィジー	パラオ											
ブエノスアイレス	その他の地	モントリオール	バンクーバー	トロント	カルガリー	オタワ	その他の地	ロサンゼルス	マイアミ	ホノルル	ボストン	ヒューストン	ハガツニヤ	ニューヨーク	ナッシュビル	デンバー	デトロイト	シカゴ	シアトル	サンフランシスコ	アトランタ	ワシントン	その他の地	コロニア	その他の地	マジユロ	その他の地	スバ	その他の地	コロール	その他の地		
二五、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三八、〇〇〇円

ウルグアイ	その地の地	二二、〇〇〇円
モンテビデオ	その地の地	二二、〇〇〇円
エクアドル	キト	二七、〇〇〇円
エクアドル	その他の地	二四、〇〇〇円
エルサルバドル	サンサルバドル	三〇、〇〇〇円
エルサルバドル	その他の地	三〇、〇〇〇円
キューバ	ハバナ	一四、〇〇〇円
キューバ	その他の地	一四、〇〇〇円
グアテマラ	グアテマラ	三四、〇〇〇円
グアテマラ	その他の地	三二、〇〇〇円
コスタリカ	サンホセ	二五、〇〇〇円
コスタリカ	その他の地	二九、〇〇〇円
コロンビア	ボゴタ	二一、〇〇〇円
コロンビア	その他の地	二一、〇〇〇円
ジャマイカ	キングストン	五二、〇〇〇円
ジャマイカ	その他の地	五四、〇〇〇円
チリ	サンティアゴ	二六、〇〇〇円
チリ	その他の地	二五、〇〇〇円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	三四、〇〇〇円
ドミニカ共和国	その他の地	三三、〇〇〇円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	四四、〇〇〇円
トリニダード・トバゴ	その他の地	三九、〇〇〇円
ニカラグア	マナグア	一四、〇〇〇円
ニカラグア	その他の地	一四、〇〇〇円
ハイチ	ポルトープランス	一八、〇〇〇円
ハイチ	その他の地	一八、〇〇〇円
パナマ	パナマ	二三、〇〇〇円
パナマ	その他の地	二三、〇〇〇円
パラグアイ	アスンシオン	一九、〇〇〇円
パラグアイ	その他の地	一九、〇〇〇円
バルバドス	ブリッジタウン	四七、〇〇〇円
バルバドス	その他の地	六四、〇〇〇円
ブラジル	ブラジリア	一六、〇〇〇円

スロバキア	その他の地		一九、〇〇〇円
	ブラチスラバ		二二、〇〇〇円
スペイン	その他の地		二四、〇〇〇円
	バルセロナ		三四、〇〇〇円
	マドリード		三六、〇〇〇円
	その他の地		二七、〇〇〇円
スウェーデン	ストックホルム		三四、〇〇〇円
	その他の地		三三、〇〇〇円
	ジュネーブ		四〇、〇〇〇円
	ベルン		三三、〇〇〇円
	その他の地		二二、〇〇〇円
	トビリシ		二二、〇〇〇円
	その他の地		二六、〇〇〇円
	ザグレブ		二四、〇〇〇円
	その他の地		二三、〇〇〇円
	ビシュケク		一五、〇〇〇円
キルギス	その他の地		二七、〇〇〇円
	アテネ		三〇、〇〇〇円
	その他の地		三一、〇〇〇円
	ニコシア		三五、〇〇〇円
	その他の地		二四、〇〇〇円
	スコピエ		二四、〇〇〇円
	その他の地		三〇、〇〇〇円
カザフスタン	アスタナ		三〇、〇〇〇円
	その他の地		二五、〇〇〇円
	ハーグ		二七、〇〇〇円
オランダ	その他の地		二四、〇〇〇円
	ウィーン		二七、〇〇〇円
	その他の地		二三、〇〇〇円
エストニア	タリン		一九、〇〇〇円
	その他の地		三三、〇〇〇円
	エディンバラ		三九、〇〇〇円
英国	ロンドン		四七、〇〇〇円
	その他の地		二二、〇〇〇円

スロベニア	リュブリャナ	二五、〇〇〇円
セルビア	その他の地	二三、〇〇〇円
	ベオグラード	二八、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
タジキスタン	ドゥシャンベ	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
チェコ	プラハ	一九、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
デンマーク	コペンハーゲン	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
ドイツ	ベルリン	二六、〇〇〇円
	デュッセルドルフ	二三、〇〇〇円
	ハンブルク	二七、〇〇〇円
	フランクフルト	二〇、〇〇〇円
	ミュンヘン	二四、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
トルクメニスタン	アシガバット	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
ノルウェー	オスロ	三三、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
バチカン	バチカン	三〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
ハンガリー	ブダペスト	二一、〇〇〇円
	その他の地	二〇、〇〇〇円
フィンランド	ヘルシンキ	二九、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
フランス	パリ	三八、〇〇〇円
	ストラスブール	二七、〇〇〇円
	マルセイユ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
ブルガリア	ソフィア	二〇、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
ベラルーシ	ミンスク	二六、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円

その他の地域																															
	その他の国	ルワンダ	リビア		モロッコ		モザンビーク		モーリタニア		モーリシヤス		南スーダン		南アフリカ共和国		マリ		マラウイ		マダガスカル		ボツワナ		ベナン		ブルキナファソ		ナミビア		
	その他の地	キガリ	その他の地	トリポリ	その他の地	ラバト	その他の地	マプト	その他の地	ヌアクショット	その他の地	ポートルイス	その他の地	ジュバ	その他の地	プレトリア	その他の地	バマコ	その他の地	リロングウェ	その他の地	アンタナナリボ	その他の地	ハボローネ	その他の地	コトヌ	その他の地	ワガドゥグー	その他の地	ウイントフック	その他の地
	二四、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

規則

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和七年埼玉県規則第三十

号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

一 本邦

区分	宿泊料基準額（一夜につき）
北海道	三〇、〇〇〇円
青森県	二四、〇〇〇円
岩手県	二〇、〇〇〇円
宮城県	二四、〇〇〇円
秋田県	二二、〇〇〇円
山形県	二〇、〇〇〇円
福島県	一八、〇〇〇円
茨城県	二二、〇〇〇円
栃木県	二二、〇〇〇円
群馬県	二四、〇〇〇円
埼玉県	三二、〇〇〇円
千葉県	三四、〇〇〇円
東京都	四二、〇〇〇円
神奈川県	三二、〇〇〇円
新潟県	三二、〇〇〇円
富山県	二二、〇〇〇円
石川県	二〇、〇〇〇円
福井県	二〇、〇〇〇円
山梨県	二六、〇〇〇円
長野県	二六、〇〇〇円
岐阜県	二六、〇〇〇円

二 外国

沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	
二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	

地域		アジア	
国名		インド	
地名		ニューデリー	ベンガロール
地名		コルカタ	チェンナイ
宿泊料基準額 (二夜につき)		三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
地名		ベンガロール	チェンナイ
地名		コルカタ	チェンナイ
地名		ニューデリー	ベンガロール
宿泊料基準額 (二夜につき)		三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

バングラデシュ	パキスタン										ネパール										中華人民共和国										大韓民国										タイ										スリランカ										シンガポール										カンボジア										インドネシア									
	ダッカ	その他の地	カラチ	イスラマバード	その他の地	カトマンズ	その他の地	香港	青島	瀋陽	重慶	上海	広州	北京	その他の地	釜山	済州	ソウル	その他の地	チェンマイ	バンコク	その他の地	コロンボ	その他の地	シンガポール	その他の地	プノンペン	その他の地	メダン	デンパサール	スラバヤ	ジャカルタ	その他の地	ムンバイ																																																								
六一、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円																																																							

		大洋州																														
サモア	キリバス	オーストラリア						その他の国	ラオス	モンゴル	モルディブ	ミャンマー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	フィリピン	東ティモール															
アピア	その他の地	タラワ	その他の地	メルボルン	ブリスベン	パース	シドニー	キャンベラ	その他の地	ビエンチャン	その他の地	ウランバートル	その他の地	マレ	その他の地	ヤンゴン	その他の地	ペナン	クアラルンプール	その他の地	ホーチミン	ダナン	ハノイ	その他の地	バンドルスリブガワン	その他の地	ダバオ	セブ	マニラ	その他の地	デイリ	その他の地
四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円	八六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円

		中東	
レバノン	ベイルート	三 四、 〇〇〇 円	その他の国
ヨルダン	アンマン	三 四、 〇〇〇 円	アフガニスタン
バーレーン	その他の地	三 五、 〇〇〇 円	アラブ首長国連邦
トルコ	マナーマ	三 四、 〇〇〇 円	イエメン
シリア	その他の地	三 七、 〇〇〇 円	イスラエル
	アンカラ	二 四、 〇〇〇 円	イラク
	イスタンブール	四 五、 〇〇〇 円	イラン
	その他の地	三 七、 〇〇〇 円	オマーン
	ダマスカス	四 五、 〇〇〇 円	カタール
	その他の地	六 二、 〇〇〇 円	クウェート
	ジッダ	三 八、 〇〇〇 円	サウジアラビア
	リヤド	六 九、 〇〇〇 円	
	その他の地	六 九、 〇〇〇 円	
	クウェート	六 九、 〇〇〇 円	
	その他の地	三 七、 〇〇〇 円	
	ドーハ	二 七、 〇〇〇 円	
	その他の地	四 三、 〇〇〇 円	
	マスカット	二 二、 〇〇〇 円	
	その他の地	四 五、 〇〇〇 円	
	テヘラン	四 五、 〇〇〇 円	
	その他の地	四 二、 〇〇〇 円	
	バグダッド	四 五、 〇〇〇 円	
	その他の地	五 一、 〇〇〇 円	
	テルアビブ	五 四、 〇〇〇 円	
	その他の地	四 五、 〇〇〇 円	
	サヌア	四 五、 〇〇〇 円	
	その他の地	三 八、 〇〇〇 円	
	ドバイ	四 〇、 〇〇〇 円	
	アブダビ	四 八、 〇〇〇 円	
	その他の地	四 五、 〇〇〇 円	
	カブール	四 五、 〇〇〇 円	
	その他の地	三 七、 〇〇〇 円	
	その他の地	四 二、 〇〇〇 円	

アフリカ																		その他の国	その他の地																
ジンバブエ		ジブチ		ザンビア		コンゴ民主共和国		コートジボワール		ケニア		ギニア		カメルーン		ガボン		ガーナ		エリトリア		エチオピア		エジプト		ウガンダ		アンゴラ		アルジェリア		その他の国		その他の地	
その他の地		ジブチ		ルサカ		その他の地		アビジャン		ナイロビ		コナクリ		ヤウンデ		リーブルビル		アクラ		アスマラ		アデイスアベバ		カイロ		カンパラ		ルアンダ		アルジェ		その他の地			
六一、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円		

モーリタニア	モーリシヤス	南スーダン	南アフリカ共和国	マリ	マラウイ	マダガスカル	ボツワナ	ベナン	ブルキナファソ	ナミビア	ナイジェリア	チュニジア	タンザニア	セネガル	セーシェル	スーダン
ヌアクシヨット	ポートルイス	ジュバ	プレトリア	バマコ	リロングウェ	アンタナナリボ	ハボローネ	コトヌ	ワガドゥグー	ウイントフック	アブジャ	チュニス	ダルエスサラーム	ダカール	ビクトリア	ハルツーム
二六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地	その他の地
二六、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円

その他の地域	モザンビーク	マプト	三二、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円
	モロッコ	ラバト	三二、〇〇〇円
		その他の地	三二、〇〇〇円
	リビア	トリポリ	四二、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円
	ルワンダ	キガリ	四八、〇〇〇円
		その他の地	四八、〇〇〇円
	その他の国	その他の地	四〇、〇〇〇円
			三八、〇〇〇円

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事」を「他の都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市の市長又は特別区の区長(以下この条において「他の都道府県知事等」という。)(に、「(神奈川県知事が行うものにあつては昭和六十二年四月以後、鹿児島県知事が行うものにあつては昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。)」を「であつて知事が適当と認めるもの」に、「都県知事」を「他の都道府県知事等」に改める。

様式第一号中「(東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事)を「(他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に、

都 県 名	
-------	--

」を「

都道府県、市又は特別区の名称	
----------------	--

」を「

東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行う試験に合格した者」を「他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う試験に合格し、免許を受けている者」に改める。
--

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「公益信託」の下に「（旧公益信託に限る。）」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第十六号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条第十八号中「県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）」を「県立大滝げんきプラザ」に改め、同条第十九号中「、県立神川げんきプラザ」を削る。

第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に伴う事務（市町村立幼稚園及び県立特別支援学校（幼稚部を置くものに限る。）の職員等による入園児虐待に係る通告等を受けた場合の所管行政庁としての事務に限る。）に関すること。

第二十五条第六項の表高校教育指導課、保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課の項中「高校教育指導課」の下に「、特別支援教育課」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づき、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任することに関しては、他の教育委員会規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委任)

第二条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを埼玉県企画財政部情報システム戦略課長に委任する。

- 一 地方自治法第二百四十四条の六第一項のサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、又はこれを変更すること（埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。）。
- 二 地方自治法第二百四十四条の六第二項の規定により同条第一項の方針を公表すること（埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)
- 2 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「事務」の下に「（埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則（令和八年埼玉県教育委員会規則第 号）又は他の教育委員会規則の規定により埼玉県知事の補助機関である職員に委任された事務を除く。次条第一項及び第三条第一項において同じ。）」を加える。

告示

埼玉県告示第百九十一号

東松山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
東松山市	令和六年度	街区境界調査 図六枚 街区境界調査 簿一冊	東松山十八地区(本町二丁目、箭弓町一丁目、神明町一丁目の各一部)	令和八年三月二十三日

告示

埼玉県告示第百九十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

ふるさとの緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
所沢市北中ふるさとの緑の景観地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目九四五番一

告 示

埼玉県告示第百九十三号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十四号

羽生市から羽生都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百九十五号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百九十六号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十七号

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和五十八年埼玉県告示第千四百九十一号）の
一部を次のように改正する。

「金融課」を「経営・金融支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、さいたま中央土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小島 一夫	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子七百二十九番地一

告示

埼玉県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、神川町土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	櫻澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	木村 郁夫	同 同 新宿百七十五番地
同	森 幸夫	同 同 二ノ宮三百六番地一
同	萩原 康広	同 同 新里千八百二十三番地一
同	筑 幸広	同 同 千五百七十五番地
同	福島 則男	同 同 千百十四番地一
同	高橋 栄一	同 同 中新里百七十四番地一
同	島崎 和弘	同 同 小浜五百八十四番地二
同	中沢 均	同 同 肥土二百四十番地
同	進藤 誠一	同 同 関口百九十六番地
同	坂本 貴佳	同 同 四軒在家二百四十一番地一
同	茂木 修二	同 同 元阿保千二百五番地
同	五十嵐 直昭	同 同 五百五十三番地三
同	松本 由紀子	同 同 八日市二百八十五番地五
同	福島 志信	同 同 四百四十一番地
同	小林 正明	同 同 上里町大字長浜四百六十番地
同	清水 弘之	同 同 大御堂千百五十番地
同	新井 明夫	同 同 本庄市児玉町上真下七十四番地
同	森田 常重	同 同 児玉町保木野四十番地二
監事	大沢 靖弘	同 同 児玉郡神川町大字八日市百三十番地
同	若林 一裕	同 同 新里千八百五十六番地三
同	須長 正実	同 同 上里町大字長浜三百五十番地
同	毛呂 康男	同 同 本庄市児玉町上真下三百七十一番地
同	浅見 雄一	同 同 児玉郡神川町大字上阿久原四百九十番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	櫻澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	木村 郁夫	同 同 同 新宿百七十五番地
同	関口 純一	同 同 同 池田二百二番地一
同	萩原 康広	同 同 同 新里千八百二十三番地一
同	福島 則男	同 同 同 同 千百十四番地一
同	常木 貞雄	同 同 同 同 千六百二十七番地
同	柴崎 萬藏	同 同 同 同 中新里百五十四番地一
同	貫井 哲夫	同 同 同 同 貫井百七十八番地一
同	田村 誠	同 同 同 同 植竹八百十九番地
同	大畠 一成	同 同 同 同 中新里三百七十八番地一
同	秋山 岩男	同 同 同 同 肥土四百六十四番地一
同	落合 勉	同 同 同 同 関口二百十四番地一
同	坂本 貴佳	同 同 同 同 四軒在家二百四十一番地一
同	嶋崎 健三	同 同 同 同 元阿保百六十九番地
同	関根 文男	同 同 同 同 五百九十七番地
同	松本 由紀子	同 同 同 同 八日市二百八十五番地五
同	福島 志信	同 同 同 同 四百四十一番地
同	赤見 哲	同 同 同 同 上里町大字長浜六百二十八番地
同	横山 伸明	同 同 同 同 大御堂六番地二
同	新井 明夫	同 同 同 同 本庄市児玉町上真下七十四番地
同	森田 常重	同 同 同 同 児玉町保木野四十番地二
監事	大沢 靖弘	同 同 同 同 児玉郡神川町大字八日市百三十番地
同	柴崎 哲男	同 同 同 同 新里千八百五十三番地一
同	久保 信之	同 同 同 同 上里町大字長浜三百六十五番地
同	田島 光昌	同 同 同 同 本庄市児玉町上真下百七十一番地
同	山口 國春	同 同 同 同 児玉郡神川町大字渡瀬九百五十一番地二

告示

埼玉県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 遠 藤 雅 彦 埼玉県加須市阿佐間千三十五番地

告 示

埼玉県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第五百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十六年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示八百十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千二百十号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十六年八月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百三十九号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十七年三月四日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第四百四十七号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 名称 笹目川特定都市河川流域
- 二 区域 埼玉県さいたま市及び戸田市の区域のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 笹目川特定都市河川

名称		区間
笹目川	左岸 さいたま市南区白幡四丁目一六七番の 一地先 右岸 さいたま市南区白幡五丁目一五〇七番の 七地先	
	荒川への合流点	下流端

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示に係る特定都市河川流域については、令和九年三月三十一日までの間は、特定都市河川浸水被害対策法第三十条から第四十三条までの規定は、適用しない。

告 示

埼玉県告示第二百七号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）第九条第二項の規定により、令和八年埼玉県告示第二百六号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）において指定の告示のあつた笹目川特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定めたので公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

降雨波形：中央集中型
 生起確率：10年に1度
 24時間総雨量：271.7mm
 最大降雨強度（1時間）：73.8mm/h
 最大降雨強度（10分間）：155.6mm/h

時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)
0	0-10	4.1	6	0-10	6.6	12	0-10	87.0	18	0-10	6.5
	10-20	4.1		10-20	6.8		10-20	52.3		10-20	6.3
	20-30	4.2		20-30	6.9		20-30	38.9		20-30	6.2
	30-40	4.2		30-40	7.1		30-40	31.6		30-40	6.1
	40-50	4.3		40-50	7.2		40-50	26.9		40-50	6.0
	50-60	4.3		50-60	7.4		50-60	23.6		50-60	5.9
1	0-10	4.3	7	0-10	7.6	13	0-10	21.1	19	0-10	5.8
	10-20	4.4		10-20	7.7		10-20	19.1		10-20	5.7
	20-30	4.4		20-30	7.9		20-30	17.6		20-30	5.6
	30-40	4.5		30-40	8.2		30-40	16.3		30-40	5.5
	40-50	4.5		40-50	8.4		40-50	15.2		40-50	5.5
	50-60	4.6		50-60	8.6		50-60	14.3		50-60	5.4
2	0-10	4.6	8	0-10	8.9	14	0-10	13.5	20	0-10	5.3
	10-20	4.7		10-20	9.1		10-20	12.8		10-20	5.2
	20-30	4.8		20-30	9.4		20-30	12.2		20-30	5.2
	30-40	4.8		30-40	9.8		30-40	11.6		30-40	5.1
	40-50	4.9		40-50	10.1		40-50	11.2		40-50	5.0
	50-60	4.9		50-60	10.5		50-60	10.7		50-60	5.0
3	0-10	5.0	9	0-10	10.9	15	0-10	10.3	21	0-10	4.9
	10-20	5.1		10-20	11.4		10-20	9.9		10-20	4.8
	20-30	5.1		20-30	11.9		20-30	9.6		20-30	4.8
	30-40	5.2		30-40	12.5		30-40	9.3		30-40	4.7
	40-50	5.3		40-50	13.1		40-50	9.0		40-50	4.7
	50-60	5.3		50-60	13.9		50-60	8.7		50-60	4.6
4	0-10	5.4	10	0-10	14.7	16	0-10	8.5	22	0-10	4.6
	10-20	5.5		10-20	15.7		10-20	8.3		10-20	4.5
	20-30	5.6		20-30	16.9		20-30	8.0		20-30	4.5
	30-40	5.7		30-40	18.3		30-40	7.8		30-40	4.4
	40-50	5.8		40-50	20.0		40-50	7.7		40-50	4.4
	50-60	5.9		50-60	22.2		50-60	7.5		50-60	4.3
5	0-10	6.0	11	0-10	25.1	17	0-10	7.3	23	0-10	4.3
	10-20	6.1		10-20	29.0		10-20	7.1		10-20	4.2
	20-30	6.2		20-30	34.8		20-30	7.0		20-30	4.2
	30-40	6.3		30-40	44.5		30-40	6.8		30-40	4.1
	40-50	6.4		40-50	64.5		40-50	6.7		40-50	4.1
	50-60	6.5		50-60	155.6		50-60	6.6		50-60	4.1

告 示

埼玉県告示第二百八号

荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画を令和八年三月十六日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光北インター東部地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年十月六日から令和十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉三丁目十一番五十八号

五 設立認可の年月日

令和五年十月六日

六 変更認可の年月日

令和八年三月二十七日

告 示

埼玉県告示第二百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千八百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第百六十号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千八百五十四号、昭和

六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一
号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三
百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第二
百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八
百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第
九百三十三号、平成四年埼玉県告示第九百四十四号、平成四年埼玉県告示第七
百九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第
千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第
六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第
千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県
告示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉
県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼
玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二年
埼玉県告示第千六百一十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平
成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、
平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十
四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第
千三百二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告
示第四百九十一号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十二
年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平成
二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十
一号、平成三十年埼玉県告示第百八十五号、平成三十一年埼玉県告示第二
百五十四号、令和三年埼玉県告示第四百二十五号、令和四年埼玉県告示第
三百十号、令和五年埼玉県告示第三百一十一号、令和六年埼玉県告示第二
百五十七号、令和七年埼玉県告示第百八十五号の事業地のうち、さいたま市
西区大字宮前町地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示
第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四
十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五
十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告

示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和六十年埼玉県告示第六十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第七十五号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成五年埼玉県告示第千百三十九号、平成五年埼玉県告示第千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第五百五十七号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十一号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十二号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十四号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十五号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十六号及び平成十七年埼玉県告示第千三百二号の事業地に、旧岩槻市の昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一号、平成二年埼玉県告示第二百二十四号、平成四年埼玉県告示第千七百九十五号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十二年埼玉県告示第千六百一十一号、平成十五年埼玉県告示第七百二十四号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十二年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示四百二十七号、平

成二十五年埼玉県告示四百二十一号の事業地のうち、さいたま市西区大字西遊馬小字氷川下地内において事業地を変更する。

ロ 合流区域

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、令和八年度及び令和九年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

二 資格の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格の認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていない者又は当該許可を受けて五年以上経過していない者

(3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けた期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者
三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び執行予定額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

ニ 営業期間

ホ 許可又は過去の業務実績

へ 障害者雇用状況

ト SDGs等の取組

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（電磁的記録を含む。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に係るもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に係るもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- (1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
- (2) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない旨の誓約書
- (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
 - へ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の住所地に係るもの）
 - ト 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
 - チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
 - リ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
 - 又 ISO14001 認証取得登録証又はエコアクション21 認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
 - ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
 - ヲ 在籍証明一覧表
 - ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
 - カ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
 - ヨ 申請者が成年被後見人である場合は、成年後見人が発行する同意書
- 六 申請書の配布及び提出場所
 - 〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
 - 電話〇四八―八三〇―六八八五 電子メール a6880@pref.saitama.lg.jp
- 七 資格審査の申請時期
 - 申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。
- 八 申請者への通知
 - 知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。
- 九 資格の有効期間
 - 資格を認定した日から令和十年三月三十一日までとする。
- 十 申請書等の作成に用いる言語等
 - イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文

を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 住所又は所在地（代理人の住所又は所在地を含む。）

ニ 資本金の額

ホ 電話番号及びファクシミリ番号

ヘ 登録、許可等に関する事項

ト 障害者雇用状況

チ S D G s 等の取組

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ 二イ、ロ又はニのいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に関し必要な登録、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項の記載又は記録をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと知事が認めたとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十

四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたととき。

ト 安全運行の確保が困難であると知事が認めたととき。

処 理 欄	受付日			登録番号
	年 月 日	市 町 村		

処理欄には記入しないでください。

埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う令和8年度及び令和9年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申 請 者 (〒 -)
 住所又は所在地
 (ふりがな)
 商号又は名称
 (ふりがな)
 代表者職・氏名
 電話番号 (- -)

○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
- ※2 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）
- ※3 営業所一覧表
- ※4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
 - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - (2) 決算報告書の写し（申請日の直前1年間の事業年度の決算に係るもの）
- 5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
 - ※(1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない旨の誓約書
 - ※(3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
- ※6 県民税及び事業税の納税証明書の写し
 （申請日の直前1年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの）
- ※7 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- 8 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
- 9 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- 10 ISO14001認証取得登録証又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
- 11 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- ※12 在籍証明一覧表
- ※13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
- 14 同意書（5(2)の誓約書を提出できない場合のみ必要とする。）

(注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

蓮田鴻巣線	路線名
桶川市大字加納字笹原九一六番一地先から同市大字加納字天神七七一番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の区間
令和八年三月二十七日	供用開始の期日
平成三十年三月十六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四九八・七メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>富士見市鶴瀬東一丁目二六六二番一五地先から同市鶴瀬東一丁目二六六二番二五地先まで</p>		区間
<p>一〇・三二〇 一〇・六四</p>	<p>一〇・三二〇 一一・六〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>八・五七</p>		延長 (メートル)
<p>富士見市道整備に伴う県道区域の減少。</p>		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡小川町大字青山字神名沢 二〇八八番一地从から 同郡同町大字青山字味正作 七一六番三地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一〇・四八〇 一五・一一</p>	<p>八・二三〇 一三・二二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四二二・二二三</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>交通安全施設整備工事による。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富岡入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字阿須字菅沢二七番一 先から同市大字阿須字坊ヶ谷戸一八 七番一六地先まで</p>		区 間
<p>一三・二九 二三・七〇</p>	<p>一三・一七 一五・四三</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一六九・九八</p>		延長 (メートル)
<p>飯能市の交差点改良事業による。</p>		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 白岡停車場南新宿線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
白岡市小久喜字相野谷一一四〇番一 地先から同市小久喜字相野谷一一三九番二地先まで	白岡市小久喜字向原一二一四番四地先から同市小久喜字相野谷一一三九番二地先まで	区 間
七・〇〇〃六・九〇	七・〇〇〃六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三・〇〇	一四六・〇〇	延 長 (メートル)
令和八年三月二十七日付けで新Aを除く旧Aを白岡市に引き継ぐ。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和八年三月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 熊 木 紳太郎

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和八年 三月二十三日	指定の年月日
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字砂河原千四百二十五番五から 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字砂河原千四百四十四番二まで	指定に係る道路の位置
百十三・七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
九・〇〇十二・六	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 6,549 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 53,900円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 426 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
フジオックス株式会社 東京都荒川区西日暮里1丁目19番9号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 112,200円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 2,945 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 88,880 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
江南中継ポンプ所
高倉中継ポンプ所

告 示

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 536 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
フジオックス株式会社 東京都荒川区西日暮里1丁目19番9号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 389,400 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 895 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケント・コーポレーション 埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目9
番24号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 313,500 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 905 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 34,980 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1,923 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 63,800 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 72 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町36番地の6
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 902,000 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年12月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川一丁目1番1号
- 5 落札金額
40,568,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合にはその理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦三丁目9番2号
- 5 落札金額
78,430,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合にはその理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦三丁目9番2号
- 5 落札金額
40,986,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合にはその理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
利根川右岸流域下水道汚泥（脱水ケーキ・しさ）収集運搬業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県桶川市大字小針領家字堤内939
- 3 落札者を決定した日
令和8年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社加藤商事
埼玉県さいたま市西区中釘2228番地5
- 5 落札金額
36,565,408円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第六条の
公告又は特例政令第七条第一項の規定による公示を行った日
令和7年12月2日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川一丁目1番1号
- 5 落札金額
82,324,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合にはその理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 栃木工場
栃木県佐野市築地町715番
- 5 落札金額
61,600,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合にはその理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦三丁目9番2号
- 5 落札金額
51,480,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合にはその理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

告 示

埼玉県選挙管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年三月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人ななくさ 特別養護老人ホームえくぼ	埼玉県越谷市七左町六丁目 百九十一番地一

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

川口市 草 薙 充 男

2 請求書の受付

令和8年2月12日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 行政財産である県立伊奈学園総合高等学校の施設内に、PTA・後援会が購入した物品（以下「県有外物品」という。）が設置されているにもかかわらず、行政財産使用許可その他法令上必要な手続が確認できない状態にある。

イ 県有外物品については、県有外物品持込承認願、行政財産使用許可申請書、寄附採納関係書類等の開示請求を行ったところ、いずれも「不存在」とする不開示決定がなされており、必要な許可・承認手続がなされていない可能性が高い。

ウ 県教育委員会通知「団体会計の適正な運営について」に反し、団体物品の設置管理が適正に行われていない。

エ 以上により、本件は行政財産の適正管理義務を怠る事実該当する。

(2) 請求人が主張する「県に発生している損害」

ア 無許可状態での物品設置は、事故発生時の責任関係を不明確にし、県が損害賠償責任を負担する危険を生じさせている。

イ 県有財産の管理秩序を損ない、行政財産の適正な維持管理という公法上の利益を侵害している。

ウ 現在も違法又は不当な管理状態が是正されていない。

(3) 請求する措置の内容（以下「請求措置内容」という。）

ア PTA・後援会物品の校内設置状況について監査を実施すること。

イ 行政財産使用許可等の法定上必要な手続を履行していない場合には是正措置を命ずること。

ウ 今後、団体物品の設置に関する統一的な管理基準を策定し、再発防止措置を講ずること。

エ 必要に応じ、関係職員に対する責任の所在を明確化すること。

第2 請求の要件審査

本件請求は地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を備えているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

県立伊奈学園総合高等学校の県有外物品を当校の行政財産である校内や敷地内を使用・設置することに対する行政財産使用許可等の手続が適正になされているか、違法又は不当な県の財務会計上の怠る事実が存在するかについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

教育局財務課及び県立伊奈学園総合高等学校

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 5 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人から監査委員に対して、陳述書が提出された。

また、同日、執行機関（県立伊奈学園総合高等学校）の陳述の聴取も行った。その際、法第 242 条第 8 項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

請求人の陳述書、執行機関の陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 請求人の陳述書の要旨

ア 本請求の法的位置付け

本請求は、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当するか否かを問うものである。

単なる手続上の疑問ではなく、行政財産管理の不備を指摘するものである。

イ P T A ・後援会の法的立場

県教育委員会通知「団体会計の適正な運営について」においても、P T A 及び後援会は学校の内部組織ではなく、自主性を有する独立団体であることが前提とされている。

したがって、これら団体は行政組織とは別団体であり、その所有物は県有財産ではない。

ウ 県有外物品管理指針の制度構造

「県有物品以外の物品の管理指針」は、P T A 等団体会計による物品を「県有外物品」として整理し、①持込承認（学校長の確認）②管理責任者の指定③台帳整備④標示⑤寄附採納可能物品の寄附採納⑥必要に応じた行政財産使用許可を求めている。これは行政財産管理を適正に行うための制度である。

エ 本件の矛盾と管理不備

請求人は、持込承認願、使用許可文書、寄附採納文書について開示請求を行ったが、いずれも不存在とされた。一方で、P T A ・後援会備品台帳は存在している。

本来、承認手続を経た物品が台帳に記載される構造ではあるはずだが、承認・許可・寄附の痕跡が確認できないにもかかわらず、台帳のみが存在する状態は、制度どおりの管理がなされていない可能性を示している。

オ 財産管理上の問題点

行政財産内に第三者団体物品が存在する以上、県はその設置根拠と管理責任を明確にする義務がある。

承認手続が確認できないまま設置状態が継続していることは、「管理責任の所在不明確」、「事故発生時の責任関係不明確」、「寄附採納整理の未履践」、「行政財産使用許可要否の未整理」という財産管理上の不備を生じさせる。

これは行政財産の適正管理義務を尽くしていない状態である。

カ 将来損害発生危険

現在、直ちに金銭的損害が発生しているとは限らないが、管理手続が不明確なまま第三者物品が設置されていることは、事故・災害発生時に県が損害賠償責任を負う危険を内包している。法第 242 条は、現在の損害のみならず、財産管理を怠る状態そのものを監査対象としている。

キ 求める監査事項

本件について、①承認手続の履践状況、②台帳作成の根拠、③寄附採納の要否判断の有無、④行政財産使用許可の整理状況、⑤管理責任者の指定状況 を検証し、必要な是正措置を講ずることを求める。

ク 結語

本件は、県が自ら定めた管理制度が適正に履践されているか、行政財産管理責任が尽くされているかを問うものである。

財産管理の適法性の観点から、厳正な監査をお願い申し上げる。

(2) 執行機関（県立伊奈学園総合高等学校）の陳述の要旨

ア 行政財産使用許可その他法令上必要な手続が確認できない状態について

P T A・後援会の支出により購入した物品の管理については、「県有物品以外の物品の管理指針」（教育総務部長決裁・平成 24 年 1 月 31 日教財第 966 号）（以下、「管理指針」という。）で定められており、本校では当該指針に基づいて管理を行っている。当該指針「4 施設管理者（学校長）の承認手続」では次のとおり定められている。

4 施設管理者（学校長）の承認手続

(1) 後援会等の団体、生徒、保護者、職員個人等（以下「団体等」という。）が県有外物品を購入し、設置し、又は学校に持ち込もうとする場合においては、団体等の代表者は県有外物品持込承認願を施設管理者である学校長に提出する。学校長は、使用目的、所有者、設置場所、使用（管理）責任者等を確認し、学校管理上支障がないと認める場合に限り、購入又は持ち込みを認めるものとする。

(2) 団体会計又は学校徴収金により購入する物品であって、購入時に学校長の決裁・回議を経るものにあつては、この決裁・回議をもって学校長承認の手続がされたとみなすことができる。

本校に現有する P T A・後援会の物品については、すべて本規定の（2）に該当するも

のであり、購入時に学校長の決裁を経ているため、(1)に定める団体の代表者からの県有外物品持込承認願の提出を要しないものである。

また、当該指針の「7 留意事項」では、(1) 県有財産として寄附採納が可能な物品については、正規の手続を経て寄附採納を行うこととされている。

また、(3) 団体等の運営そのものに必要な物品等、学校運営や教育活動遂行上の目的外で設置利用される県有外物品にあつては、本指針に定めるものの他、行政財産使用許可の手続が必要であることとされている。

指針7(1)にある寄附採納に関しては、「県立学校物品寄附受入れ基準」(教育長決裁・平成2年3月28日)により、寄附行為者について次のとおり定められている。

第2 寄附を行うものは次の各項のいずれにも該当しないものであること。

(2) 当該学校に在籍する生徒(入学予定者を含む。)若しくはその保護者、又はそれらの者若しくは市町村が構成員になっている法人及び団体

この基準により、在校生の保護者を構成員とするPTA・後援会の物品は、県有財産として寄附採納することができない。

また、本校に現有するPTA・後援会の物品については、すべて学校運営や教育活動遂行上の目的で設置、利用されているものであり、行政財産の目的外使用には当たらず、行政財産使用許可の手続を要しないものである。

以上のことから、本校に現有するPTA・後援会の物品については、管理指針に従って必要な手続が行われており、請求人が主張している「法令上必要な手続が確認できない状態」には当たらない。

イ 行政財産使用許可その他適法な手続に関する文書が不存在とされていることについて
本校に現有するPTA・後援会の物品は、すべて学校運営や教育活動遂行上の目的で設置、利用されているものであるため、行政財産使用許可の手続を要しない。

ウ 団体物品の設置管理について

県教育委員会通知により示されている「団体会計についての指導要領」(教育長決裁・平成16年3月23日)において、団体の物品について、次のとおり定められている。

11 物品の取扱い

備品出納簿、図書整理簿、消耗品出納簿等は県財務規則を準用して整理する。

本校では、団体物品について、本指導要領及び管理指針の「5 台帳の記載及び標示」の規定に基づき台帳を整備するとともに、「6 管理」の規定に基づき、管理責任者を指定して適正な管理を行っている。

5 台帳の記載及び標示

(1) 台帳の整備

「4」により学校長が承認した物品を記録、管理するため、学校長は県有外物品管理台帳を作成し、県有外物品の異動の都度、記録しなければならない。

(2) 物品の標示

承認された物品については、標示することが適当でないものを除き、所有者等が明確になるように適宜標示を行う。

6 管理

(1) 学校長は、県有外物品の購入、設置又は持ち込みを承認する際、管理責任者を教職員の中から指定しなければならない。

(2) 学校長及び管理責任者は、県有外物品をその承認された使用目的に従い、善良な管理者の注意義務をもって適切に使用、管理しなければならない。

(以下省略)

4 実地調査

県立伊奈学園総合高等学校において、当校の県有外物品を当校の敷地内に設置することの学校長による許可・承認の手続などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について、関係する規定、指針との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 県立伊奈学園総合高等学校における県有外物品の管理について

県教育局では、県立学校における埼玉県の管理する物品以外の物品（埼玉県の所有する物品並びに埼玉県が使用貸借契約又は賃貸借契約に基づき使用のために保管する物品以外の物品）を県有外物品として、その適正な管理を目的として、平成24年1月に管理指針を定め、各県立学校では、この管理指針に基づき、県有外物品を管理している。

また、平成16年3月24日付けの教育長から各県立学校長あての通知「団体会計の適正な運営について」の「団体会計についての指導要領」（以下「指導要領」という。）では、備品出納簿、図書整理簿、消耗品出納簿等は県財務規則を準用して整理するとされている。当校においても、管理指針及び指導要領に基づき、県有外物品の台帳を整備す

るとともに、管理責任者を指定して管理を行っている。

(2) 県有外物品の行政財産使用許可について

令和6年7月1日付けの総務省自治行政局行政課長及び総務省総合通信基盤局事業政策課長から各都道府県担当部局長及び各指定都市担当部局長あての通知「地方公共団体の庁舎等における事務事業の遂行のために整備する屋内用通信基地局の取扱いについて」(以下「総務省通知」という。)では、「地方公共団体の庁舎等において、専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合には、行政財産の目的外使用には当たらず、よって法第238条の4第7項の許可は必要とならない」と明示されている。

当校に現有するPTA・後援会の物品については、全て学校運営や学校の教育活動で使用するため、総務省通知の「専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合」に該当する。

(3) 県有外物品に関する学校長の承認手続について

当校に現有するPTA・後援会が購入した物品については、管理指針の「4 施設管理者(学校長)の承認手続」の(2)団体会計又は学校徴収金により購入する物品に該当するもので、購入時に学校長の決裁や回議を経ている。

(4) 寄附採納の手続について

県有外物品の台帳に記載されている「ウォータークーラー」(冷水機)4台については、令和2年3月12日及び令和3年3月12日にそれぞれ卒業記念品として贈呈されたことが、第34回及び第35回の卒業生一同からの「目録」により確認された。

これらの「ウォータークーラー」(冷水機)については、平成2年3月28日付け教育長決裁の「県立学校物品寄附受入れ基準」(以下「寄附受入れ基準」という。)第3に該当するため、寄附物品として取扱い、埼玉県財務規則(以下「財務規則」という。)第177条の帳簿への記載及び第180条の標示を行うべきであったが、これらの事務処理がなされていなかった。

(5) 行政財産使用料及び使用に伴い発生する費用について

県有外物品については、行政財産使用許可に当たらないことから、使用料は発生しない。また、使用に伴う電気料等は、県有外物品が学校運営や教育活動遂行の目的に使用されることに鑑み、当該物品を使用・管理する学校において負担することは差し支えないこととしている。

なお、当校は、県有外物品として管理しているウォータークーラーの電気料等を負担している。

(6) 購入先や購入日が不明の物品について

管理指針では、管理指針が策定された平成24年4月1日の時点で所有者が不明の物品については、学校運営や教育活動遂行上の目的で使用している限り、「所有者不明の県有外物品」として台帳整理及び標示を行い、管理を行うとされている。

当校においては、現在、この指針に該当する物品として、軽トラックが現存している。

当該車両は部活動等のための学校施設整備に用いられており、指針に沿った管理が行われている。また、点検費用及びガソリン代は団体会計から支出されている。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 県有外物品の管理について

当校では、県有外物品台帳を整備し管理責任者を指定するなど、管理指針及び指導要領に基づいた適正な県有外物品の管理が行われており、軽トラックなど購入先や購入日が不明の物品についても、同様の管理が行われている。

(2) 行政財産の使用許可及び持込承認の手続について

当校に現有するP T A・後援会の物品については、全て学校運営や学校の教育活動で使用するものであるため、総務省通知に示されている「専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合」に該当すると判断できる。

また、当校においては、P T A・後援会が購入した物品にあつては、購入時に学校長の決裁・回議を経ていることから、この決裁・回議をもって学校長承認の手続がなされたとみなされ、管理指針で定める、団体の代表者からの県有外物品持込承認願の提出を要しない。

(3) 寄附採納の手続について

卒業記念品として贈呈された「ウォータークーラー」（冷水機）については、県有物品として帳簿への記載と標示がなされていなかったが、県有外物品としての管理は行われている。

当該物品の使用に伴い発生する光熱水費については、当校が負担することとしており、当該物品を寄附採納して県有物品として管理する場合と比較して、県の財政的負担に変わりはない。したがって、県には財政的損害は発生していない。

(4) 所有者不明の軽トラックについて

当該車両は、台帳の作成など、管理指針に則った管理がなされているものと認められる。また、管理費用は団体会計から支出されているため、県の財政的負担はない。

(5) 行政財産使用料及び使用に伴い発生する費用について

当校に設置されている県有外物品については、行政財産使用許可に当たらないことから使用料は発生しない。

また、県有外物品の使用に伴い発生する光熱水費などの費用については、学校の教育活動等の目的で使用・管理することから、学校で費用を負担するものがあつたとしても違法・不当とは言えない。

以上により、請求人が主張している「行政財産の適正管理義務を怠る事実」について、公有財産の不法な占用並びに県に発生している損害又は損害発生の危険は認められない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断する。

資料

事実証明書

- 1 県立伊奈学園総合高等学校が請求人に対して通知した公文書不開示決定通知書の写し
- 2 県立伊奈学園総合高等学校のPTA・後援会が購入した物品一覧表の写し
- 3 平成16年3月24日付け各県立学校長あて教育長通知「団体会計の適正な運営について」の写し
- 4 平成24年1月31日付け教育総務部長決裁の「県有物品以外の物品の管理指針」の写し

以上

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘信

令和7年10月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果								備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)			C/N	水分 (%)		その他 の検査
堆肥	ウィズグリーン株 式会社	さんとみ堆肥	0.9	0.3	0.2	2.4			19	52.5		
	有限会社ガーデン 森	剪定枝堆肥	0.9	0.4	0.4	2.5			14	56.4		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘信

令和7年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	築野食品工業株式会社	脱脂米糠	主成分-TN、TP、TK				
消石灰	菱光石灰工業株式会社	ネオショットRX	主成分-A1				
	村檜石灰工業株式会社	72粒状消石灰	主成分-A1				
生石灰	菱光石灰工業株式会社	95菱印生石灰	主成分-A1				

注1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-カリウム全量、A1-アルカリ分

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘 信

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
(販売業者) 小山商事株式会社 埼玉県行田市	小山商事株式会社 埼玉県行田市	牧草	アルファルファ	5.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	
同上	同上	牧草	オーツヘイ	6.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	
同上	同上	牧草	カナダチモシー	7.6 7.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	
同上	同上	牧草	トールフェスク	7.9	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	
築野食品工業株式会社 埼玉県本庄市	築野食品工業株式会社 関東工場 埼玉県本庄市	単体飼料	脱脂米糠	7.11	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	
株式会社武蔵野フーズ 埼玉県比企郡嵐山町	株式会社武蔵野フーズ カムス第1工場 埼玉県比企郡嵐山町	単体飼料	パン製造残さ	7.11	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要	違反の内容
(販売業者) 小山商事株式会社 埼玉県行田市	小山商事株式会社 埼玉県行田市	アルファルファ	5.6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	オーツヘイ	6.6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	カナダチモシー	7.6 7.8	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	トールフェスク	7.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
築野食品工業株式会社 埼玉県本庄市	築野食品工業株式会社 関東工場 埼玉県本庄市	脱脂米糠	7.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
株式会社武蔵野フーズ 埼玉県比企郡嵐山町	株式会社武蔵野フーズ カムス第1工場 埼玉県比企郡嵐山町	パン製造残さ	7.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。